

臨時報告第10号様式

松山刑発第450号
令和4年2月4日

矯正局長

殿

高松矯正管区長

松山刑務所長

自殺企図事案報告（てん末）

事故の概況	<p>令和4年1月11日（火）午前5時34分頃、法務事務官看守（以下「[]看守」という。）が、[]の巡回勤務中、[]（単独室）を視察した際、事故者が、[]うつぶせに倒れており、また、同便器の給水用配管に居室着が結び付けられ、同居室着の一端が事故者の頸部付近に垂れ下がっている状況を現認したことから、同分、[]看守が非常ベル通報し、同時36分、同通報により駆け付けた応援職員が、同じく同通報により駆け付けた監督当直者[]（以下「[]統括」という。）の指揮により同室を開扉した上で、[]統括らが同室内に入室したところ、事故者は、ひねってひも状にした居室用半袖シャツ[]輪状にし、同輪を同配管の上部突起部分に掛け、また、同シャツタオル[]で結び輪状にし、同タオルを結んでできた輪の中に自己の頸部を入れ、うつぶせの状態で[]のを認めた。</p> <p>そのため、[]統括は、同時38分、応援職員に事故者の救命措置を講ずるよう指揮するとともに、直ちに救急車の要請を指揮し、同時49分、当所に到着した救急車により、同時57分、[]病院に搬送されたところ、同月12日（水）午後零時29分、同病院医師により死亡が確認された。</p> <p>なお、事故者の最終生存確認については、同5時19分頃、事故者の居室内において、事故者が布団を首元付近まで掛け、頭を居室扉側に向けて仰向けて就寝しているのを巡回職員が確認しているものである。</p>	
事故の状況	1 発生年月日	1 令和4年1月11日（火）
	2 発見時刻	2 午前5時34分頃
	3 場所	3 松山刑務所（単独室）
	4 方法	4 [] ひも状にした居室用半袖シャツ

		<p>輪状にし、同輪を同配管の上部突起部分に掛け、また、同シャツ</p> <p>タオルで結び輪状にし、同タオルを結んでできた輪の中に自己の頸部を入れ、うつぶせの状態で、い首した。</p>
5 経	緯	<p>5 経緯</p> <p>(1) 令和4年1月11日（火）午前5時34分頃、 看守がを巡回勤務中、事故者の居室内を視察した際、事故者が、</p> <p>うつぶせに倒れており、また、居室内の便器の給水用配管に居室着が結び付けられ、</p> <p>同居室着の一端が事故者の頸部付近に垂れ下がっている状況を現認したことから、 看守が事故者に対して呼びかけるも反応がなかったため、同分、非常ベル通報した。</p> <p>(2) 同時36分、同通報により、統括外複数名の応援職員が事故者の居室前に駆け付け、統括の指揮により事故者の居室を開扉し、法務事務官看守（以下「看守」という。）が、事故者の首からタオルを外し、看守が事故者後、 看守及び看守が事故者の脈動を確認したところ、脈動が確認できなかったことから、同時38分、統括が救急車要請及び事故者の心臓マッサージを指揮し、看守が心臓マッサージを開始した。</p> <p>(3) 同時40分、法務事務官看守が119番通報し、救急車を要請した。</p> <p>(4) 同時刻の119番通報により、同時47分、救急車が当所に到着し、同時49分、救急隊員が事故者の居室前に到着した。</p> <p>(5) 同時57分頃、救急隊員が事故者に対する救命措置を講じつつ、病院へ緊急搬送するため、事故者を乗せた救急車が当所を出</p>

発した。

(6) 同日午前6時2分頃、同救急車が同病院へ到着した後、同病院医師による事故者の救命措置が施された。

(7) 同時12分頃、事故者的心拍が再開した。

(8) 同時30分頃、事故者の居室内を検査したところ、

[REDACTED] を発見した。

(9) 同日午前7時8分、本件事故発生について、松山地方検察庁へ通報した。

(10) [REDACTED]

(11) 同病院への救急搬送以降、同病院医師により、事故者に対する救命措置等が講じられていたものの、同月12日（水）午後零時29分、同病院医師により死亡が確認された。

(12) 同日午後4時25分から

[REDACTED]において、松山地方検察庁検察官検事による司法検視及び行政検視が実施され、同検事から死亡原因は低酸素脳症であり、事件性はない旨の検視結果が示された。

(13) [REDACTED]

(14) 同日午後8時6分、愛媛県警察本部記者クラブ

		幹事社に対し、当所収容中の受刑者の死亡事案を公表し、同時12分から同日午後9時48分までの間、マスコミ10社（読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、愛媛新聞、共同通信、時事通信、NHK、愛媛朝日テレビ、南海放送、あいテレビ）から問い合わせがあり、総務部長、処遇部長及び庶務課長により対応したところ、いずれも想定問答内のものであり、いずれも特異な取材等はなかった。
	6 使用器具	6 [REDACTED]タオル [REDACTED]、半袖シャツ [REDACTED]
	7 逮捕制圧等の状況	7 該当事項なし
	8 事故による犯罪	8 該当事項なし
	9 その他の	9 特記事項なし
事故者	1 事故者の種別	1 自殺者
	2 身分	2 受刑者 [REDACTED]
	3 氏名	3 [REDACTED]
	4 生年月日	4 [REDACTED]
	5 罪名又は事件名	5 [REDACTED]
	6 刑名・刑期	6 [REDACTED]
	7 入所日	7 [REDACTED]
	8 刑の終了日	8 [REDACTED]
	9 入所度数	9 [REDACTED]
	10 制限区分及び優遇区分	10 [REDACTED]
	11 所内における行状	11 [REDACTED]
	12 本籍	12 [REDACTED]
	13 住所	13 [REDACTED]
	14 要注意者等の指定の有無	14 [REDACTED]
	15 その他の	15 該当事項なし
職員の状況	1 配置及び勤務状況	1 事故発生場所である [REDACTED]に職員 [REDACTED]名が配置されていた。
	2 監督方法	2 監督当直者、副監督当直者及び夜勤監督者が監督業務に従事していた。
	3 職責処理の状況	3 該当事項なし
事態収	1 職員の非常招集	1 関係部署における幹部職員等の非常招集を行った。
	2 非常配置個所数、時	2 該当事項なし

拾 の 措 置	間及び人員	
	3 管区機動警備隊出勤 の有無、出動した場合 にはその活動状況	3 該当事項なし
	4 警察官署への依頼	4 該当事項なし
	1 事故者の動機	1 [REDACTED]
事故 者 の 動 機 ・ 原 因	2 施設側の欠陥	2 該当事項なし
	1 懲罰	1 該当事項なし
事故 者 に 対 す る 措 置	2 事件送致	2 該当事項なし

改善事項	<p>1 改善した事項</p>	<p>(1) 令和4年1月17日付け首席指示第3号「自殺事故の防止の徹底について」を発出した。</p> <p>(2) 令和4年1月17日（月）から同月21日（金）までの間、統括矯正処遇官（第一担当）[REDACTED]により、処遇部門勤務者等に対し、本件事案の再発防止に係る職務研究会を実施し、被収容者に対する心情把握の徹底、綿密な動静視察の徹底及び適正な巡回視察の継続等、同種事案の再発防止に係る注意喚起を実施した。</p> <p>(3) 令和4年1月18日（火）から同月21日（金）までの間、監督当直者により、職員点検時において、全職員に対し、前記（1）の指示に基づき、同種事案の再発防止に係る注意喚起を実施した。</p> <p>(4) 令和4年1月31日付け所長指示第7号「非常通報時における緊急対応等について」を発出した。</p> <p>(5) 令和4年2月1日（火）から同月4日（金）までの間、監督当直者により、職員点検時において、全職員に対し、前記（4）の指示に基づき、非常通報時の緊急対応等として、被収容者が心肺停止状態の場合や、自発呼吸が認められない場合には、即時、当該被収容者に対する適切な救命措置を講じるよう注意喚起を実施した。</p> <p>2 改善すべき事項</p>
その他参考事項	<p>1 収容人員</p> <p>2 その他</p>	<p>1 本日の開室人員は、585名（うち未決拘禁者20名）である。</p> <p>2 その他</p> <p>(1) マスコミ報道等について</p> <p>令和4年1月12日（水）午後8時12分から同日午後9時48分までの間、マスコミ10社（読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、愛媛新聞、共同通信、時事通信、NHK、愛媛朝日テレビ、南海放送、あいテレビ）から問い合わせがあり、総務部長、処遇部長及び庶務課長により対応したところ、いずれも想定問答内のものであり、いずれも特異な取材等はなかったところ、翌13日（木）</p>

		において、愛媛新聞1社の朝刊のほか、インターネット記事として、愛媛新聞、NHKの2社に本件事案の記事が掲載された。 (2) 遺族感情について
--	--	---